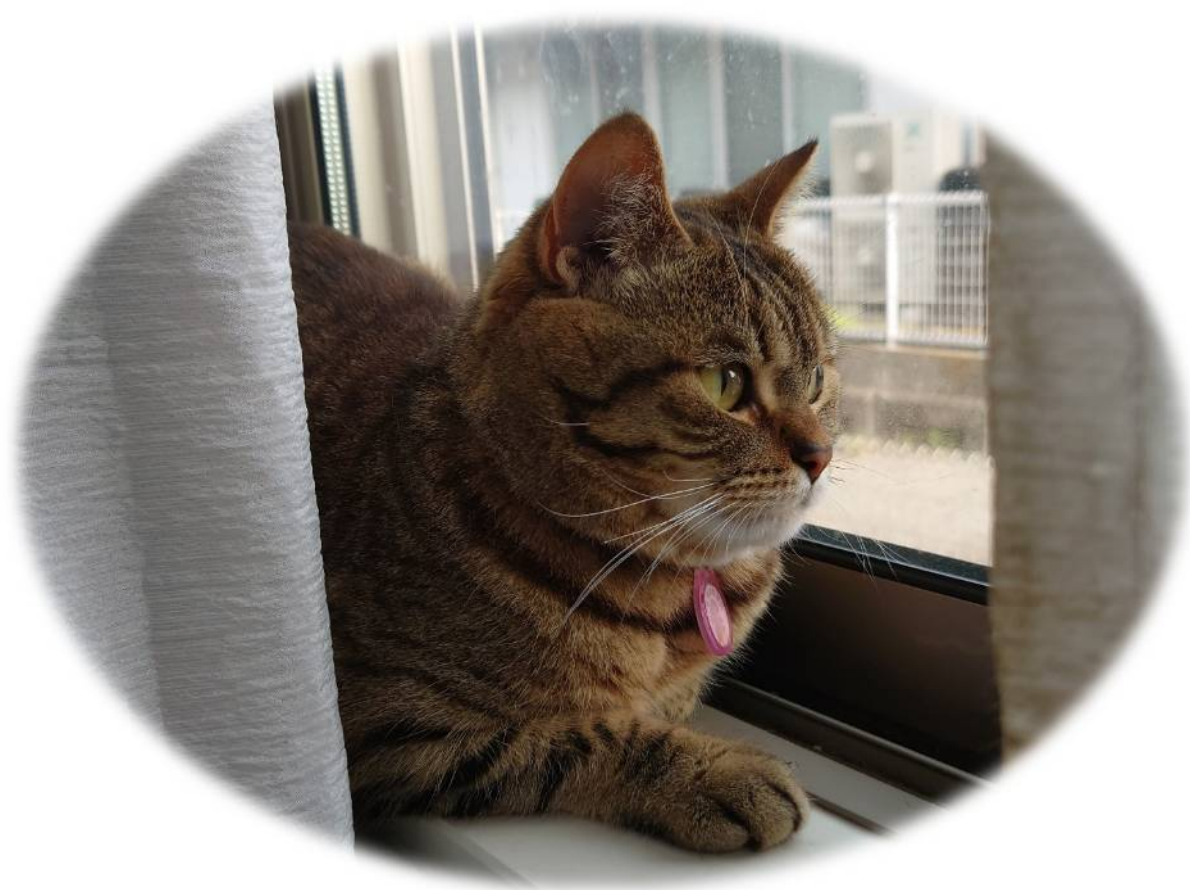


猫の適正飼養と 猫との共生 ガイドライン



令和8年3月
香川県・高松市

目次

1 はじめに

2 猫の習性と性質

3 猫による問題

4 猫による問題への対策

- (1) 飼い猫の適正飼養について
- (2) 飼い主のいない・わからない猫を見つけたとき
- (3) 無責任な餌やりによって起こること

5 地域で取り組む飼い主のいない猫対策

- (1) TNR活動について
- (2) 地域猫活動について

6 おわりに

1 はじめに

近年、幅広い世代に渡る約3割の国民がペットを飼育しており、ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在になっています。

令和7年度に実施した県政世論調査の結果では、香川県においても、動物を飼養している世帯は約30%を占めています。また、飼っているペットとしては、犬が最も多く、54.7%、次いで猫の41.5%となっています。

一方で、2024年（令和6年）の一般社団法人ペットフード協会の推計では、猫の飼育頭数は、約910万頭となっており、犬の飼育頭数（約670万頭）を上回る結果となっています。近年のライフスタイルの変化や、マンションなどの集合住宅でも飼いやすいことなどが、猫の飼育頭数の増加につながったと考えられています。

このように、猫の飼育数が増えるとともに、飼い猫や飼い主のいない猫、いわゆる野良猫によるトラブルも顕在化しています。同じく令和7年度の県政世論調査の結果では、約56%の方が、犬や猫によって迷惑を感じたことがあると回答されています。

特に猫については、糞尿による悪臭や、庭や畑が荒らされること、鳴き声による騒音のほか、無責任な餌やりによって飼い主のいない猫が多数繁殖し、地域の環境全体が悪化したり、ノミ・ダニなどの衛生害虫の発生や猫ひっかき病などの感染症リスクが生じます。また、交通事故の増加や感染症のまん延など、猫の動物福祉にとっても問題となる可能性をはらんでいます。

本ガイドラインは、猫による地域の環境問題や住民間のトラブルを未然に防ぎ、人と猫とが安心して共生できる社会づくりを目的として、猫の基本的な習性や性質、飼い猫の適正な飼養管理のほか、猫による諸問題への対応策などを解説しています。

人と猫とが共生できる地域を目指し、関係者一人ひとりが思いやりと責任を持って行動するための参考としてご活用ください。

2 猫の習性と性質

猫との快適な暮らしのためには、まず猫の特性を理解しておく必要があります。

猫については、犬の牧羊犬や狩猟犬のように、人が特定の作業をさせる目的をもって家畜化していったことは少なく、ほとんどが愛玩用となっており、その品種は約60～100種程度です。品種や生活環境による違いはありますが、猫の基本的な習性や性質は次のとおりです。

● 習性と性質

猫は本来、縄張り意識が強く、単独行動を好む動物です。

野生の名残から薄明薄暮性であり、昼間は静かに休息し、明け方や夕暮れ時に活動が活発になる傾向があります。また、狩猟本能が強く、小動物や動くものに瞬時に反応し、追いかける習性があります。



● 能力（五感）

<視覚>

猫は暗闇でも物を見る能力が高く、薄明薄暮性に適した目を持っています。ただし色の識別は人間ほど得意ではありません。

<聴覚>

高周波の音も聞き取れ、ネズミなど小動物の動きを察知できます。人間よりも広い音域を感知します。

<嗅覚>

人間の数十倍の嗅覚を持ち、食べ物や縄張り、他の猫の情報を匂いで判断します。

<触覚>

ひげ（触毛）で空間や物体の位置、風の流れを感じ取り、狭い場所を通る際のナビゲーションに役立っています。

<味覚>

甘味を感じる能力は低く、苦味や酸味には敏感です。肉の風味を好みます。

● 行動範囲

猫の行動範囲は、飼育環境や性格によって大きく異なります。

室内飼いの猫は、一般的に家の中や特定の部屋が主な行動範囲となり、縄張り意識が強い猫ほど自分の居場所を守ろうとします。

一方、外で自由に行動する猫は、平均して半径数百メートルから1キロ程度を移動するとされています。

オス猫はメス猫より広い範囲を巡回する傾向があります。行動範囲は食事や安全、繁殖などの要因によって変化し、環境の変化にも敏感です。

● コミュニケーション

猫同士のコミュニケーションは、主にボディランゲージや鳴き声、匂いによって行われます。しっぽや耳の動き、体の向きで感情や意思を伝え、鳴き声の種類や大きさに相手に警戒や親しみを示します。

さらに、顔や体を擦りつけたり、尿でマーキングすることで自分の存在をアピールし、縄張りを主張します。攻撃的な態度や毛を逆立てる行動も、相手への警告や威嚇のサインです。



● 猫の食性

猫は肉食性動物で、主に動物性タンパク質を必要とします。体内で合成できない必須アミノ酸（特にタウリン）が多く、魚や肉などの動物性食品が欠かせません。炭水化物の消化能力は低く、野菜や穀物はあまり必要としません。野生の猫は小動物や鳥を狩り、内臓や骨まで食べます。市販のキャットフードは、猫の栄養バランスを考慮して作られていますが、与えすぎや偏った食事は健康トラブルの原因となります。

● 猫の排泄行動

猫は本来、糞や尿を自分の縄張り内の一定の場所で、やわらかい土に穴を掘って、そのくぼみに排泄し、終わった後に土をかけて埋めて隠す習性があります。排泄の回数は、1日に3回程度の排尿と、1～2回の排便を行います。

● 猫のマーキング行動

猫のマーキング行動は、自分の縄張りを主張し、安心感を得るために行われます。代表的なのが爪とぎで、爪を研ぐだけでなく、足裏の臭腺からにおいをつけています。また、尿スプレーや頬をこすりつける行動もマーキングの一種です。これらにより、他の猫に自分の存在を知らせたり、ストレスを発散する役割も果たしています。

● 猫の繁殖

猫の繁殖期は主に春から秋にかけてで、特に日照時間が長くなる春に活発になります。

メス猫は、生後半年ほどで妊娠、出産が可能になり、年に2～3回発情します。交尾後、約2か月（63～65日）で出産し、1回の出産で平均4～6匹の子猫を産みます。

オス猫も生後8～12か月ほどで性成熟を迎え、発情期のメス猫の鳴き声やフェロモンにより、メスを求めて行動範囲が広がったり、尿によるマーキング（スプレー行動）が多くなったりします。

1匹の猫が気づけば・・・

猫は交尾排卵動物（交尾の刺激によって排卵する動物）であり、交尾した場合には高い確率で妊娠する、繁殖効率がとても高い動物です。

計算上では、1匹の猫が1年後には20匹以上に、2年後には80匹以上に、3年後には2,000匹以上になるとされています。

猫は本能に従って妊娠・出産するだけで、自分で繁殖をコントロールすることはできません。



● 猫のライフステージと寿命

2024年（令和6年）の一般社団法人日本ペットフード協会の調査によると、飼い猫の平均寿命は15.92歳となっており、さらに外に出ない猫では16.34歳、外に出る猫では14.24歳となっています。

近年の獣医療の発達やペットフードの充実などから、寿命は延びる傾向にあり、長寿の猫では20年以上生きることがあります。

一般的な猫のライフステージや注意すべき病気などを下の表にまとめました。

時期	月齢・年齢	注意すべき病気など
新生児期	～1か月くらい	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の感染症 ・寄生虫病 ・先天性疾患 など
幼児～少年期	1か月～6か月	
青年期	6か月～1歳	<ul style="list-style-type: none"> ・猫伝染性腹膜炎 など
成年期	1歳～9歳	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病、口内炎 ・心血管系疾患 など
高齢期	10歳～	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性腎不全 ・糖尿病 ・腫瘍 など

なお、これらは特定の飼い主に管理されている猫の場合です。野外で適正に管理されずに生活する猫は、事故や病気により亡くなることも多く、その寿命は3～5年程度とされています。

ワクチンで予防できる病気について

猫汎白血球減少症・猫ウイルス性鼻気管炎（FVR）・
猫カリシウイルス感染症（FCV）・猫白血病ウイルス感染症（FeLV） など

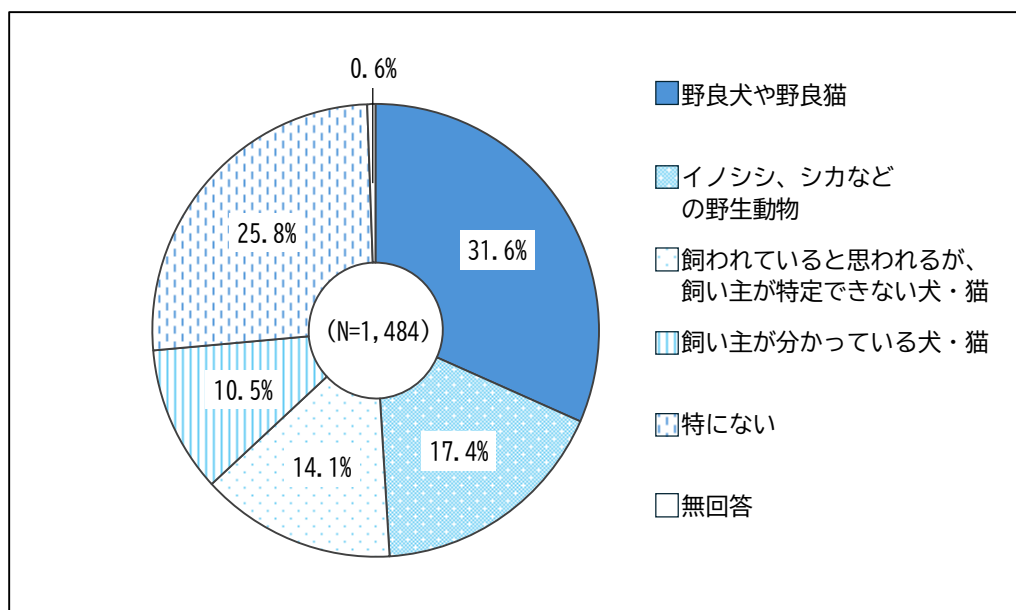
ワクチンを接種することで、死に至る可能性のある病気から、愛猫を守ることができます。生活スタイル（完全室内飼い、多頭飼育飼いなど）に合わせて、獣医師と相談して、混合ワクチンの種類を決めましょう。



3 猫による問題

猫に関する苦情は、飼い猫・飼い主のいない猫を問わず多岐にわたります。

動物のことで迷惑を感じたことがありますか
それはどんな動物からですか（令和7年度県政世論調査）



令和7年度県政世論調査においても、約74%の方が動物のことで何らかの迷惑を感じており、そのうちの約76%が犬や猫から迷惑を感じたと回答しています。

猫の苦情・相談件数の推移

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保護等依頼	638	574	800	859	671
放し飼い	166	245	238	258	194
鳴き声	16	17	13	38	44
糞尿汚染	173	194	363	374	344
田畑、家畜被害	4	14	36	0	6
行方不明	691	806	784	610	569
その他	288	359	433	422	410
合計	1,976	2,209	2,677	2,561	2,238

● 飼い猫による問題

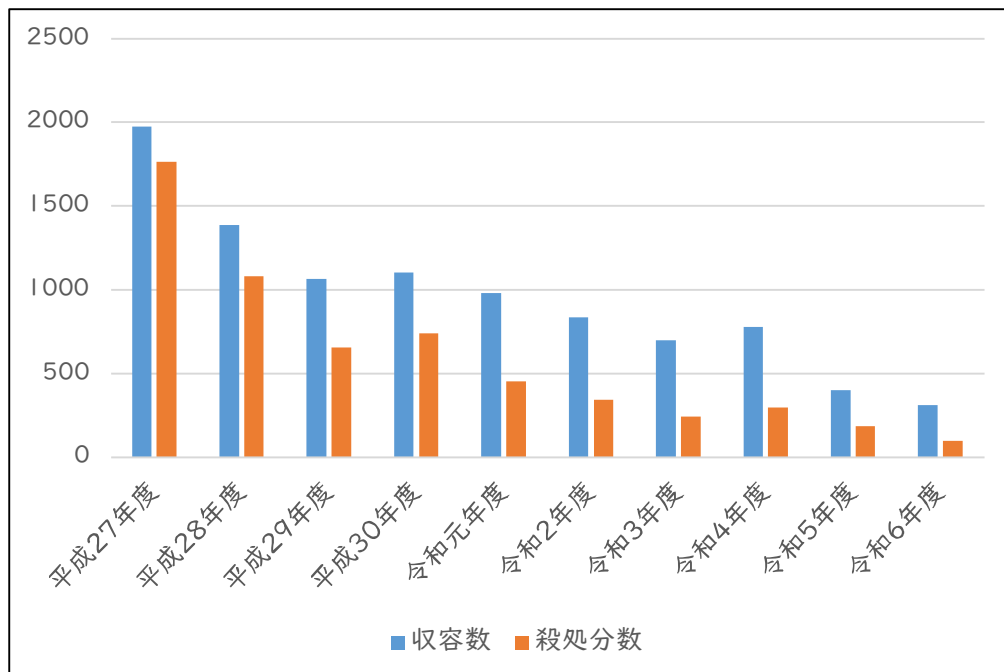
飼い猫に関しては、外飼いの猫や脱走による近隣への迷惑行為がしばしば問題となります。飼い主の管理不足やマナー違反が原因となることが多く、住民間のトラブルや不信感の温床となります。

そのほか、飼っている猫が繁殖を繰り返した結果、十分な世話ができないほどの数となり、悪臭の発生や猫の健康状態も著しく悪化させてしまう、いわゆる「多頭飼育崩壊」と言われる問題も発生しています。

● 飼い主のいない猫による問題

一方、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫に関する苦情は、主に地域環境や衛生面に集中します。猫への無責任な餌やりが繁殖を助長し、問題の拡大につながるケースも多いです。

香川県の猫の収容数・殺処分数の推移



4 猫による問題への対策

(1) 飼い猫の適正飼養について

飼い猫を適正に飼養することは、動物の愛護や管理の観点からは当然のこと、地域における猫による問題発生防止やその対策としても非常に重要です。

猫の飼い主さんやこれから猫を飼おうと考えている方は、改めて飼い猫の適正な飼養について十分理解し、実践してください。

● 終生飼養

猫に限らず、ペットを飼養する場合、最期まで飼うことが大原則です。愛情をもって適切に管理を継続することが、飼い主としての最低限の義務です。

● 室内での飼育

飼い猫の適正飼養の基本は、完全に室内だけで飼育を行うことです。室内飼育により、交通事故や感染症、迷子などのリスクを減らすことができます。ほか、他人の敷地への侵入や、糞尿によるトラブルを完全に防止することができます。

脱走防止策として、窓やドアの施錠、網戸の強化、玄関の二重扉などを徹底しましょう。

● 不妊去勢手術の実施や健康管理

健康管理では、定期的なワクチン接種や不妊去勢手術を行い、病気や不要な繁殖を防ぎます。食事は年齢や体調に応じて適切なフードを与え、常に新鮮な水を用意します。



● 飼育環境

清潔なトイレ環境を維持し、排泄物はこまめに処理しましょう。猫が安心できる居場所や、爪とぎ・おもちゃなどの遊び道具を用意し、ストレスの軽減にも配慮します。

猫は高いところや、立体的な移動を好みます。多段ケージやキャットタワーなどを設置すると、遊び場やお気に入りの場所を兼ねることができます。



● 所有明示

室内で飼っていても、突然の災害や脱走に備えて、日頃から迷子札やマイクロチップなどの飼い主がわかる措置（所有明示）をしておくことが必要です。

マイクロチップについて

マイクロチップは、直径2mm、長さ12mm程度の円筒形で、外側に生体適合ガラスを使用した電子標識器具です。

マイクロチップには世界で唯一の15桁の数字（ISO規格の個体識別番号）が記録されています。この番号を専用のリーダーで読み取ります。

動物病院などで獣医師が専用の注入器を使って皮下に埋め込みます。一度埋め込むと、首輪や名札のように外れ落ちる心配が少なく、半永久的に読み取りが可能な個体識別証になります。

飼い猫にマイクロチップを装着したときや、装着済みの猫を譲り受けたときには、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムへの登録や変更登録を行きましょう。

登録されている猫が行政の保健所等で保護されると、マイクロチップが読み取られ、その識別番号から飼い主の情報がわかるため、保護された猫の返還につながります。



(2) 飼い主のいない・わからない猫を見つけたとき

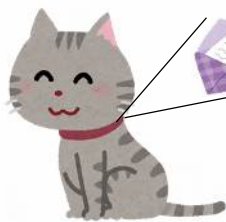
自宅やその周辺で、飼い主のいない・わからない猫を見つけたときにどうするかは、ご自身の状況やその猫の状態などにより様々なことが考えられます。以下に、その一例をご紹介します。

● 保護して自分で飼う、飼ってくれる人を探す

住環境や経済状況、ペット飼育状況から、猫を迎えても問題ないという方は、ご自身で猫を保護し、飼うこともひとつの方法です。自宅等で見つけた、あるいはよくあらわれる猫が1匹だけの場合や、その猫が人に良く馴れている場合には特に有効です。

ただし、成体の猫でよく人に馴れている場合、他の人の飼い猫の可能性もあることから、飼い主がいないことを十分に確認したうえで保護するようにしましょう。

飼い主の確認方法(一例)



この子をわが家に迎えようと思います。
もし飼い主さんがいる場合、この
メッセージカードを外してください。

保護しようとしている猫が人に馴れていない場合には、ある程度時間や手間が必要です。

猫をなつかせるために定期的にエサを与える場合は、周辺の住民に十分な説明を行っておくことも必要です。上手に保護するために、保健所などの行政機関やボランティアなどに助言を受けることも検討してください。

保護した猫を自身で飼う場合は、8ページ・9ページの飼い猫の適正な飼養を参考にしてください。飼ってくれる人を探す場合には、近所の方に聞いてみるほか、動物病院などに飼い主募集のチラシを設置してもらうよう依頼することや、新聞広告・SNSの活用などが考えられます。



乳飲み子猫のケア

ある程度大きくなった猫と異なり、ミルクを飲むような子猫を保護した場合は、特別なケアが必要です。



○保温

室温は 25°C～30°C程度が必要です。

また、直接体を温めることのできるペットヒーターなどの併用も必要な場合があります。

○哺乳

生後2週齢くらいまでは1日に6～8回の哺乳が必要です。成長とともに徐々に回数を減らしていきます。ネコ用のミルク・哺乳瓶を使用しましょう。人用の牛乳は決して与えてはいけません。

○排泄補助

生後2週齢くらいまでは排泄補助が必要です。お湯で濡らしたガーゼなどで肛門や陰部を軽く刺激します。

生後3週を超えると、自力で排泄し始めます。この時に浅めのトレイなどを猫用トイレに活用すると、徐々にトイレの使用を行います。

● 猫を寄せ付けない・猫を追い払う

住居がペット飼育禁止であるなど、飼うことができない場合や、猫が苦手な近くにいる欲しくない場合などには、猫を穏便に追い払う、猫を寄せ付けないことも対策の一つです。

市販の猫除けグッズ（猫除けシートや超音波発生器、猫忌避剤など）を利用するほか、猫が嫌うにおいをつけるため、木酢液の散布や、かんきつ類の皮を撒くことなどに効果があるといわれています。

色々な方法を試して、効果がある方法を見つけてください。



猫の侵入防止対策の一例

- 大きな石、瓦など：猫の居場所や通り道に置く。
- 水を撒く：猫は水に濡れることを嫌うので、猫の進入路や住処に水をたっぷり撒く。
- ハーブ類を植える：ゼラニウムやレモングラスなど（葉がにおうので近寄らない。）
- かんきつ類の皮：乾燥しているものでは無意味
- 竹酢液・木酢液：レモンバームとトウガラシを細かく切ったものを加えて散布する。
- お米のとぎ汁：とぎ始めの濃い汁を散布する。

※ においによる対策は、においがなくなれば効果がなくなります。猫がいつ来ても嫌なにおいがするよう、1日数回こまめに散布等をするのがコツです。

また、猫はその習性から、猫にとって生活しやすく居心地の良い場所（寝床やエサ場、トイレや子育て場所）を作り、それらを常に見回りしながら生活します。自宅にそのような場所がある場合、環境を改善（進入路を防ぐ、整理整頓をして隠れる場所をなくすなど）することも必要です。

いずれにしても、猫を追い払うためには、猫が「ここは嫌な場所だ」と学習するまで、根気強く繰り返す必要があります。

動物の遺棄・虐待は犯罪です！

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者は5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金、愛護動物に対し、みだりにエサや水を与えず衰弱させるなど虐待を行った者は1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、愛護動物を遺棄した者は1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金とされました。



(3) 無責任な餌やりによって起こること

飼い主のいない・わからない猫に「かわいい」、「かわいそうだから」と餌だけを与えると、他の猫も集まるようになり、結果として猫の繁殖を進め、数を増加させてしまいます。

また、交通事故の増加や、猫の感染症の拡大など、動物福祉上の課題も深刻化します。

このように無責任な餌やりは、猫を不幸にするだけでなく、地域住民の不満や対立の原因ともなります。

集合住宅でのエサやりトラブル

動物の飼育が禁止されている区分所有の集合住宅において、当該集合住宅の住民が、複数の猫に継続的にエサやりを行い、糞尿による環境悪化や、ゴミの散乱、他の住民が所有する自動車などの物品への被害が生じており、管理組合から、エサやりを中止することなどについてたびたび是正を依頼されるも従わなかった結果、訴訟に発展したものの。

判決において、当該行為は集合住宅住民への人格権侵害とともに、管理規約で禁止されている迷惑行為と認定され、損害賠償請求とエサやりの禁止が認められた。

(平成 22 年東京地方裁判所立川支部)



飼い主のいない猫の問題に直面した際、「保健所に引き取ってもらえば解決する」と考えがちですが、安易な引き取りは根本的な解決に繋がりません。そこが猫にとって住みやすい環境である限り、別の場所から新しい猫がすぐに流入して来る可能性は非常に高くなります。また、動物愛護気風の高まりからも、単に一方的に猫を排除するような解決策では、社会的な合意（コンセンサス）を得ることが難しくなっています。

このような社会情勢の変化にあわせ、猫による環境問題への対策と動物愛護の考えを両立するための取り組みが広がりを見せています。それらの代表的な取り組みについて、次のページからご紹介します。

5 地域で取り組む飼い主のいない猫対策

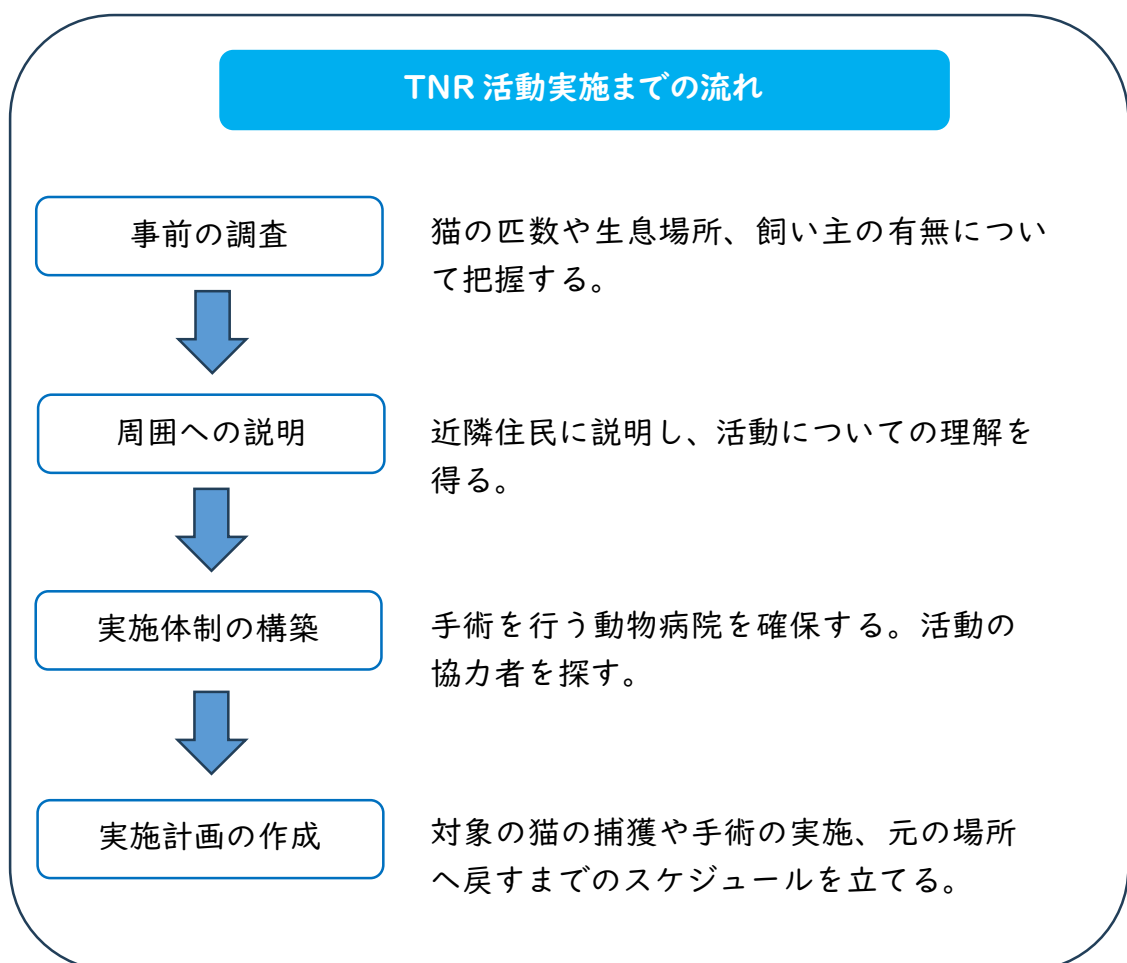
飼い主のいない猫、いわゆる野良猫が地域に多数存在することで、様々な環境問題や住民トラブルが発生します。

代表的な問題は、糞尿による悪臭や庭・畑の荒らし、鳴き声による騒音、ゴミ漁りによるゴミの散乱です。これらは地域の衛生環境を悪化させ、住民の生活に直接的な影響を及ぼします。

こうした問題を解決し、人と猫が共生できる環境を作るためには、地域のルール作りが不可欠です。

(1) TNR活動について

TNR活動とは、飼い主のいない猫を「Trap（捕獲し）」、「Neuter（不妊・去勢手術を行い）」、「Return（元の場所に戻す）」活動の略称です。これは、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、将来的に殺処分される不幸な命を減らすための取り組みです。



● 事前の調査

どの猫がTNR活動の対象であるか確認します。それぞれの猫について、飼い主の有無や猫の健康状態、不妊去勢手術の実施有無を確認します。

● 周囲への説明

猫の捕獲のため定期的に餌を与える必要も出てくることから、近隣住民に対し、「猫を増やさないための活動」であることを丁寧に説明し、理解を得ておくことも重要なポイントです。

● 実施体制の構築

猫の捕獲や動物病院への搬送を一人で行うには負担が大きい場合もあるため、活動のための協力者やTNR活動に理解のある病院を探しておくことが必要です。また、具体的な捕獲方法を検討します。

● 実施計画の作成

猫の体調や動物病院の状況を考慮し、猫の捕獲から手術実施、元の場所に戻すまでのスケジュールを綿密に立てます。

必要に応じ、動物病院や、市町・保健所などの行政機関の助言を受けるとともに、TNR活動に関する支援の状況についても確認しておきましょう。

猫の捕獲について

警戒心が非常に強い野良猫は、急に捕獲器を置いても近づいてくれません。その場合は、定期的な餌やりで、人間に慣らしてから捕獲機を設置しましょう。

なお、事前に餌場等の土地の所有者等や、近隣住民に十分な説明を行い、理解を得ましょう。また、エサの放置は、目的外の猫や他の動物を集めてしまいます。毎日、時間を決め、長時間の置きエサはせずに、食べ残しがあっても、必ず片づけましょう。

(主なポイント)

- ・猫が来る前に餌場やトイレの近くの影になる場所に設置
- ・捕獲器の放置はしない
- ・猫が捕獲器に入ったらすぐに布をかけて落ち着かせる
- ・警戒心の強い猫の場合は、捕獲器の扉を開けたままで固定し、何日かその状態で餌を与えて、捕獲器に慣れさせる

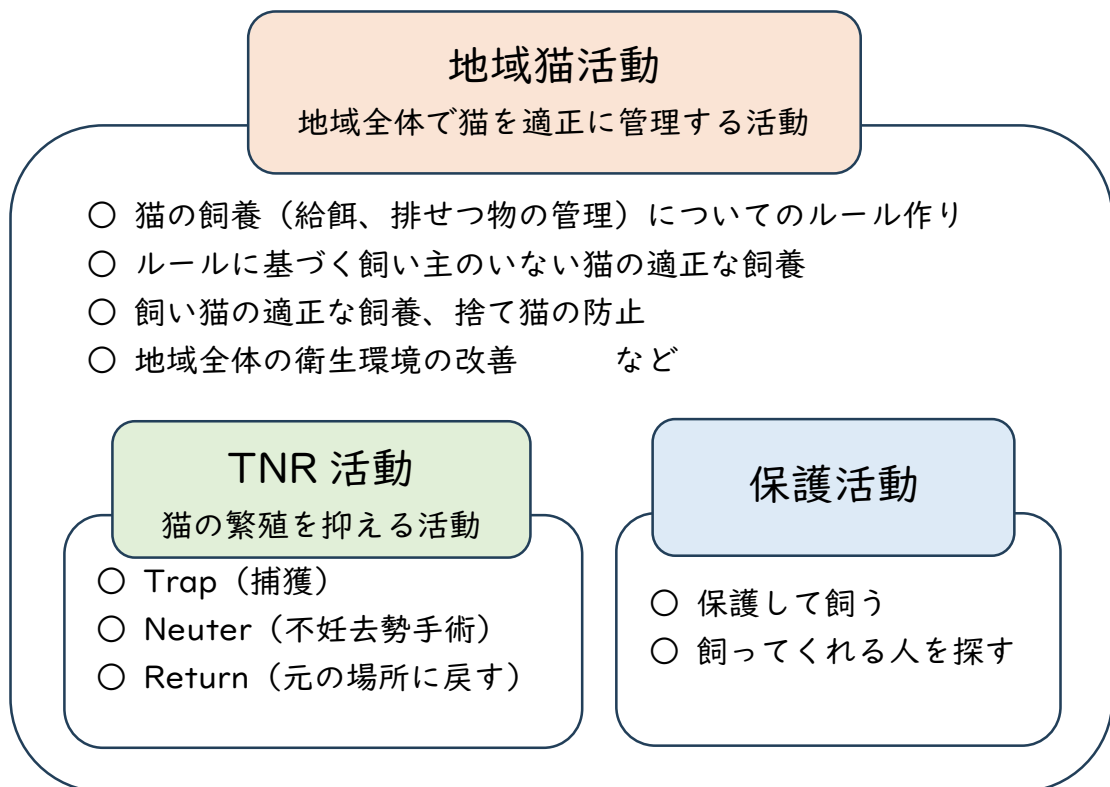


(2) 地域猫活動について

従前の TNR 活動にはいくつかの課題があります。まず、手術後も猫が元の場所に戻るため、糞尿被害や鳴き声などの問題が即座に解消されず、住民間のトラブルに発展する場合があります。

地域猫活動は、TNR を不可欠なプロセスとして含みつつ、地域住民が主体となって猫を「地域の課題」として共有し、ルールに基づいて管理・共生していく「社会的な仕組み」を指します。

地域猫活動の大きな利点は、環境改善と住民トラブルの抑止にあります。単に繁殖を防ぐだけでなく、決まった場所での給餌や徹底した排泄物の清掃を行うことで、猫に起因する悪臭や汚れといった環境被害を大幅に軽減できます。また、地域外からの新たな猫の流入を防ぎます。



猫の保護や TNR 活動は、個人や少数のボランティアのみでも実施可能ですが、地域猫活動は近隣住民の合意形成と、餌場の管理やトイレの設置といった継続的なルール運用が必須条件となります。

また、活動が知れ渡ることによって「ここなら世話をしてもらえる」と新たな猫を捨てる遺棄を誘発する懸念もあります。そのような行為が行われないよう、地域全体で猫の状況を継続して見守る必要があります。

● 現状把握と目標設定

まずは地域の猫の匹数、生息場所、餌場の場所、飼い主の有無などとともに、飼い主のいない猫による糞尿被害などの現状を正確に把握し、地域猫活動の対象とする猫を特定します。

そのうえで、活動の目的を「猫を排除することではなく、数を管理し環境を改善すること」と明確に定めましょう。

● 地域の合意形成と相談

近隣住民や自治会へ活動の趣旨を説明し、理解を求めます。被害に悩む人の意見も真摯に聞き、トラブル解消の道筋を示すことが不可欠です。

また、地域で猫を飼っている方には、飼い猫の屋内での飼育など適正な飼養管理を実施していただくとともに、飼い主のいない猫の飼養管理方法の策定にあたっての重要なアドバイザーとなっていただきましょう。

必要に応じ、動物病院や、市町・保健所などの行政機関の助言を受けるとともに、地域猫活動に関する支援の状況についても確認しておきましょう。



● グループ結成とルール作り

合意が得られたら、活動を継続するためのグループを結成します。役割分担を明確にし、給餌の場所・時間・清掃方法や、トイレの設置・管理方法などの詳細なルールを定めます。ルールを徹底して守る姿勢を住民に示すことが、信頼維持と活動の定着に繋がります。

トイレの設置と管理について

猫は汚れた場所を嫌います。

地域猫活動では多数の猫がトイレを共用することから、十分な大きさのトイレを設置するとともに、毎日少なくとも1回は糞を取り除き、常に新しい砂や土の状態を保つことが必要です。

設置場所は、猫が元々排泄していた場所の付近を選び、砂や土で猫が好みやすい環境を作ります。猫が普段排泄している場所の土を混ぜると、自分の臭いで安心して使い始めやすくなります。

もし決まった場所以外で排泄してしまう場合は、その場所に「嫌がる臭い（柑橘系や木酢液など）」を撒き、同時に適切な場所に清潔なトイレを設置することで、徐々に猫の排泄場所を誘導（マッピング）していくことが可能です。



● TNRの実施

TNR（捕獲・手術・元の場所に戻す）を実施します。

猫の健康状態や性質によっては、TNR実施の際に、その猫を飼ってくれる人を探すことも有効です。

飼ってもらうことが困難な猫については、手術後は速やかに元の場所に戻し、定めたルール通りに管理を開始します。

● 継続的な管理

地域猫活動は、不妊去勢手術をして終わりではなく、その後の継続的な管理こそが本質です。

決まった時間・場所での給餌と片付け、そしてトイレの設置・清掃を徹底することで、飼い主のいない猫問題の根源である「エサの放置」や「糞尿被害」を抑え、地域の衛生環境を良好に保ちます。

また、猫の健康チェックや新たな流入個体がないかを監視するモニタリングも重要です。未手術の猫が現れた際は迅速にTNRを行い、繁殖の再燃を防ぎます。さらに、住民への定期的な状況報告や苦情への誠実な対応を怠らないことが、活動への理解と信頼を維持する鍵となります。

給餌（エサやり）方法の徹底について

地域猫活動における給餌（エサやり）の管理は、単に猫に食べ物を与えることではなく、「猫の数や健康状態を把握し、地域の環境悪化を防ぐ」ための最も重要なポイントです。

エサを放置する「置きエサ」は、他の猫の流入を招いたり、猫以外の動物（カラスなど）による衛生環境の悪化の原因となることから絶対に行わず、給餌の際には猫が食べ終わるのをその場で待ち、容器を回収して周囲を掃除するようにしましょう。

なお、決まった時間・場所でエサを与えることで、その地域にいる猫の正確な情報を把握できます。また、新たな個体の流入についても速やかに察知でき、TNRを行うことなどが可能となります。

そのほか、猫の移動範囲をある程度限定でき、ゴミ漁りや、エサを求めて他人の敷地内へ侵入する頻度が減ることが期待されます。



地域猫活動は一時的な対策で終わらせるのではなく、継続的な取り組みが求められます。関係者同士の連携を強化し、活動内容やルールを見直しながら、思いやりと責任を持った活動のもと、地域の実情に合わせて柔軟に対応し、人と猫とが共に安心して暮らせる社会を目指しましょう。

6 おわりに

本ガイドラインは、猫の習性を理解し、猫の適正な飼養、TNR 活動や地域猫活動の推進を通じて、人と猫とが安心して共生できる社会の実現を目指します。

猫による環境や住民への問題を未然に防ぎ、動物福祉と地域環境の両立を図るため、関係者一人ひとりが理解と協力を深めていくことが大切です。

飼い主は終生飼養の責任を持ち、地域住民は猫問題への適切な対応を心がけましょう。

皆さまが本ガイドラインを参考に、思いやりと責任を持った行動を心がけ、より良い地域づくりにご協力いただくことを期待します。



動物の愛護及び管理に関する問い合わせ先

<保健所>

担当課（管轄区域）	電話番号
東讃保健所衛生課 （東かがわ市・さぬき市・三木町・直島町）	0879-29-8272
小豆保健所衛生課 （土庄町・小豆島町）	0879-62-1374
中讃保健所衛生課 （丸亀市・坂出市・善通寺市・宇多津町・ 綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町）	0877-24-9964
西讃保健所衛生課 （観音寺市・三豊市）	0875-25-4383
高松市保健所生活衛生課 （高松市）	087-839-2865

<市役所・町役場>

担当課	電話番号
丸亀市生活環境課	0877-24-8809
坂出市けんこう課	0877-44-5006
善通寺市環境課	0877-63-6307
観音寺市生活環境課	0875-25-2698
さぬき市生活環境課	087-894-1119
東かがわ市環境衛生課	0879-26-1226
三豊市環境衛生課	0875-73-3007
土庄町住民環境課	0879-62-7010
小豆島町住民生活課	0879-82-7004
三木町環境下水道課	087-891-3315
直島町環境水道課	087-892-2225
宇多津町住民生活課	0877-49-8000
綾川町住民生活課	087-876-1114
琴平町住民福祉課	0877-75-6707
多度津町住民環境課	0877-33-4480
まんのう町住民生活課	0877-73-0123

※高松市にお住まいの方は高松市保健所生活衛生課までご連絡ください。



猫の適正飼養管理と猫との共生をめざすガイドライン

令和8年3月作成

【香川県】

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県健康福祉部生活衛生課 総務・乳肉衛生・動物愛護グループ

TEL：087-832-3179 FAX：087-862-3606

【高松市】

〒760-0074

香川県高松市桜町一丁目10番27号

高松市保健所生活衛生課

TEL：087-839-2865 FAX：087-839-2879